

富山県成長戦略カンファレンス「しあわせる。富山」開催等業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、成長戦略のビジョン「幸せ人口 1000 万～ウェルビーイング先進地域、富山～」の実現に向けて、トークセッションや各種イベントなどを実施するカンファレンス開催等の業務を委託する事業者を選定するために行う公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

富山県成長戦略カンファレンス「しあわせる。富山」開催等業務

(2) 業務内容

別紙業務委託仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

(4) 委託上限額

20,000,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

※ 上記上限額とは別に、契約手続きにおいて予定価格を設定します。

※ 受託者による働きかけを通じて、本事業を用途とした企業版ふるさと納税による寄付があった場合は、上記上限額とは別に、当該寄付金額に応じて、委託費として最大 1,150,000 円（事業費 1,000,000 円及び寄付募集に伴う経費 150,000 円）を支払います。（詳細については、仕様書「6 民間資金等の活用について」を参照してください。）

3 プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる全ての項目を満たしている単独企業又は複数の企業で構成する共同企業体とします。

(1) 単独企業

- ① 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること
- ② プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと
- ③ 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと
- ④ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していないこと
- ⑥ 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと
- ⑦ 次のいずれにも該当しないこと

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。

以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められること

イ 暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められること

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していること

(2) 共同企業体

① 各構成員が(1)①～⑦に掲げる全ての項目を満たしている者であること

② 共同企業体が、2つ以上の者により自主的に結成されたものであること

③ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること

④ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員ではないこと

⑤ 次の事項を定めた共同企業体に係る協定書(以下「協定書」という。)を締結していること又は当該業務委託契約の締結の日までに協定書の締結を予定していること

ア 目的

イ 共同企業体の名称

ウ 構成員の名称及び所在地

エ 代表者の名称

オ 代表者の権限

カ 出資を伴う場合の構成員の出資比率

キ 構成員の責任

ク 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

ケ 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

コ 解散後の瑕疵担保責任

サ 取引金融機関

シ その他必要な事項

4 質問の受付及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書(様式第3号)により提出してください。電話での口頭による質問は受け付けません。

(1) 提出先 富山県知事政策局企画室成長戦略課(連絡先は、「12」を参照)

(2) 提出方法 電子メール（電話で到達確認をしてください。）

E-mail : akikaku@pref.toyama.lg.jp

(3) 質問受付期限 令和7年8月4日（月）17時まで

(4) 回答 質問に対する回答は、令和7年8月6日（水）17時までに、富山県のホームページ「公募型プロポーザルページ」に掲載します。

(5) その他 以下の質問については、受け付けません。

- ・評価基準の配点に関する質問
- ・他の応募者に関する質問
- ・審査員に関する質問
- ・その他、プロポーザルに参加するものとして適切でない質問

5 プロポーザル参加申込手続

本プロポーザルへの参加を希望される方は、以下より必要書類を提出してください。

(1) 提出書類 業務委託に係る公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号）

(2) 提出期限 令和7年8月8日（金）17時（必着）

(3) 提出先 富山県知事政策局企画室成長戦略課（連絡先は、「12」を参照）

(4) 提出方法 電子メール（電話で到達確認をしてください。）

E-mail : akikaku@pref.toyama.lg.jp

(5) その他 事情により参加を辞退する場合は、8月12日（火）17時までに
辞退届（様式任意）を提出してください。

6 企画提案書等の提出

企画提案書は下記書類を電子メールにて提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出いただくこともあります。

(1) 提出書類

①企画提案書（任意様式、様式第2号添付）

別紙仕様書を参照のうえ、以下について業務の具体的な実施案を提案してください。

（項目の順番が前後しても構いません。また、複数項目を併せて提案しても構いません。）

＜全業務共通＞

- ・企画提案コンセプト

＜富山県成長戦略カンファレンス「しあわせる。富山」の開催＞

- ・メインテーマ
- ・実施エリアや施設、その活用方法
- ・プログラムの実施スケジュール（時間、会場等）
- ・セッション構成（セッション数、時間等）
- ・基調（スペシャル）及びテーマ別セッションのテーマ案、登壇者案
- ・ウェルビーイング体感コンテンツ
- ・イベント広報におけるメディアやツールの活用イメージ
- ・イベント広報におけるキービジュアル案

<共創セッション（仮）の企画・運営等>

- ・具体的な企画案（名称含む）

<その他>

- ・民間資金等の具体的な活用案
- ・別紙「仕様書」を踏まえた追加提案

② 委託業務実施体制

- ・業務の実施スケジュール
- ・会社の業務概要（様式第2号）
- ・同種又は類似業務の受託実績
- ・責任者氏名及び職務経歴、人員配置と具体的な役割分担・実施体制（社外協力企業等を含む）

③ 概算見積書（様式任意）

- ・仕様書に記載されている業務を行うために必要な経費を算出し、積算の内訳がわかる見積書を作成してください。
- ・プロポーザル参加者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、算出した額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を記載してください。（円未満切捨て）

④ その他参考となる書類

- ・会社概要又は会社概要パンフレット
他の企業と共同で事業を実施する場合は、当該企業の会社概要も提出してください。

(2) 提出期限 令和7年8月12日（火）17時（必着）

(3) 提出先 富山県知事政策局企画室成長戦略課（連絡先は、「12」を参照）

(4) 提出方法 電子メール（電話で到達確認をしてください。）

E-mail: akikaku@pref.toyama.lg.jp

(5) 経費負担 企画提案書の作成等の応募に要する一切の経費は事業者負担とします。

(6) その他

- ・提案は、参加業者1者につき1案とします。
- ・次に掲げる場合については提案を無効とします。
ア 所定の日時までに所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合
イ 本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
- ・委託料には、受託者の旅費、資料の郵送費等の一切の付帯費用を含むものとします。
- ・受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。（受託業務における個人情報の取扱いについて、別記1および別記2を確認してください。）
- ・事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載の無い事項についても、新たな提案を妨げるものではありません。
- ・業務の実施にあたり、第三者（県及び受託者以外のもの）が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じてください。

- ・委託業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属するものとします。

7 企画提案書の取り扱いについて

提出いただいた提案書は、下記により取り扱います。

- (1) 提案書等の著作権は提案者に帰属し、県は次の(2)のただし書き及び(3)の場合、提案書等は無償で使用する権利を持つものとします。
- (2) 提案書等は、本業務委託業者の選定以外に提案者に無断で使用しないものとします。
ただし、委託業者として選定された提案者の提案書等については、委託業者選定後、一定期間、ホームページ等での公表に使用することがあります。
- (3) 提案書等は、委託業者の選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) 提案書の内容について提案者にヒアリングを実施する場合があります。なお、ヒアリングに要する費用については、提案者の負担とします。
- (5) 委託業務の事項及び業務の進め方等についての詳細については、適宜、県との協議を重ねながら決定していきます。
- (6) 提出した企画提案書を県に無断で他の事業等へ転用することはできません。

8 審査方法等について

(1) 審査方法

企画提案書による書面審査及びオンラインプレゼンテーションにより、契約候補者を選定します。

①日時・開催方法

オンラインプレゼンテーションによる審査の日時は令和7年8月20日(水)午前中を予定していますが、詳細な時間や開催方法等は、参加者数等に応じて調整した上で、後日、個別に連絡します。

②実施方法

- ・各参加者のプレゼンテーションの順番は参加申込書の提出順とし、提出のあった企画提案書をもとに説明および質疑応答を行うものとします。
- ・プレゼンテーションへの出席人数は、最大3名までとします。
- ・参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・指定の時間に遅れた場合は、審査対象としません。

(2) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(3) 契約候補者の選定

- ・各審査員の評価点を合計し、最も高い点数を獲得した者を、契約候補者として選定します。(最も高い点数を獲得した者が複数いる場合は、当該者の中から、くじ引きで契約候補者を選定します。)

- ・参加者が1者の場合は、各審査員の評価点の合計が、満点の6割以上の場合にのみ、契約候補者として選定します。

(4) 審査結果通知

選定の有無に関わらず、後日審査結果を書面で通知し、契約候補者の名称等を県のホームページ（「公募型プロポーザル」ページ）で公表します。なお、審査結果に関する質問については回答しません。

(5) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ① 本実施要領（仕様書及びこれに附属する書類を含む。）に記載された条件に適合しない場合
- ② プロポーザル参加の要件を満たしていない場合
- ③ 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ④ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行ったことが判明した場合
- ⑤ 複数の提案書を提出した場合
- ⑥ 審査員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるなど、評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑦ この他本実施要領に違反する行為があった場合

9 契約手続き等

選定された契約候補者と仕様書の内容を別途協議の上、契約を締結します。

契約候補者が必要な契約条件に合致しない場合は、次点の者と契約締結について協議します。

10 その他

- (1) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、受託者があらかじめ県と協議し、県が承認した場合に限り第三者へ委託、又は請け負わせることができます。
- (2) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、富山県の指示に従ってください。
- (3) 委託期間中において委託業務の中間報告を求めたときは、速やかに報告してください。
- (4) 今後、新型コロナウイルスなどの感染状況等により、業務内容の縮小などの見直しが生ずる場合があるので、あらかじめ留意してください。
- (5) 当事業は、国の交付金を活用するため、業務完了後に会計検査等への対応が生じる場合があるので、あらかじめ留意して下さい。

11 今後のスケジュール

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1) 質問票提出期限 | 令和7年8月4日（月）17時 |
| (2) 質問回答 | 令和7年8月6日（水）17時 |
| (3) プロポーザル参加申込書提出期限 | 令和7年8月8日（金）17時 |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和7年8月12日（火）17時 |

- | | |
|----------------------|---------------------|
| (5) オンラインプレゼンテーション | 令和7年8月20日(水) AM(予定) |
| (6) 審査結果の通知、契約候補者の決定 | 令和7年8月20日(水)以降 |

12 提出・問い合わせ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

富山県知事政策局企画室成長戦略課(担当: 松下、西野)

受付時間は、8時30分から12時、13時から17時15分まで(土日・祝日を除く。)

T E L : 076-444-8916(直通)

F A X : 076-444-4406

E-mail : akikaku@pref.toyama.lg.jp